

随意契約理由書

1 案件名称

自立支援センター舞洲施設物品一式 借入（再リース）

2 契約の相手方

株式会社オービス大阪営業所

3 随意契約理由

「生活困窮者自立支援法」に基づき、各地方自治体に課せられた生活困窮者の自立支援に係る事業を実施する責務（同法第3条第1項）を果たすため、今年度においても、同法に定める事業の一つとして、生活困窮者に一時的な宿泊場所や衣食の供与を行う「一時生活支援事業」を実施しており、その事業実施場所として、自立支援センター舞洲を活用している。

同センター舞洲は平成17年度に（株）オービスより施設の借り入れを行ったうえで事業を実施しており、その契約期間は3月末で終了するが、4月以降の施設の借り入れに際し入札を実施し相手方を選定した場合、既存施設の撤去及び新規施設の設置が必要となるため、その間、事業が実施できない状況となる。そのため、4月1日以降も円滑に事業を継続するためには、（株）オービスの既存の施設を利用する必要がある。

施設確保の方法については、買い取りを行うか借り入れを行うかの2通りが考えられるが、現行施設の買い取りや新しい施設の建設を選択するような場合、今後の自立支援センター運営体制の決定以前に、舞洲に施設を固定化することになるほか、買入に係る所要経費は国庫補助金の補助対象外となる。一方で借り入れを行う場合、今後の運営場所についての検討を行うことが可能であり、借入経費は国庫補助対象となることから、本市の負担も軽減される。

以上の理由から、施設所有者の（株）オービスと契約することが本市にとって最も合理的であるため、随意契約を締結する。

なお、同施設の維持管理については、現契約のなかで（株）オービスが実施しており、来年度以降の使用について、安全面で支障がないことを確認している。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部自立支援課（電話番号 06-6208-7926）

随意契約理由書

1 案件名称

(国保事務用) 令和6年度 週刊国保実務 (令和6年4月～令和7年3月分)

ほか1点 買入

2 契約の相手方

(有)社会保険実務研究所

3 随意契約理由

週刊国保実務は、国民健康保険をはじめとし医療保険制度に関する最新情報が網羅されており、国民健康保険事務の実施に最適な図書と考えられる。

また、週刊年金実務は、国民年金、厚生年金保険ほか年金制度全般に関する最新情報が網羅されており、国民年金事務の実施に最適な図書と考えられる。

いずれの図書についても、契約相手方が出版元であり、契約相手方以外では販売されていない書籍であるため、出版元である(有)社会保険実務研究所と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課管理グループ

(電話番号 06 - 6208 - 7962)

随意契約理由書

1 契約名称

- ・マルチペイメントネットワークを利用した口座振替・自動払込受付サービス端末借入契約
- ・マルチペイメントネットワークを利用した口座振替・自動払込受付サービス端末借入に係る初期設定業務委託契約

2 契約の相手方

セイコーソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

本市では平成 25 年 7 月から、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の口座振替加入率向上策の一環として区役所窓口金融機関等のキャッシュカードをお持ちいただければ即時に口座振替受付を行うことができる、「マルチペイメントネットワークを利用した口座振替・自動払込受付サービス」を利用した口座振替・自動払込受付を実施している。

現行の通信機器端末は、買入後 10 年以上経過し経年劣化が進んでいることにより修繕費が増加しており、また、FOMA（3G）回線サービスが令和 8 年 3 月 31 日で終了することに伴い使用できなくなることから機器更新を行うものである。

現在、「マルチペイメントネットワークを利用した口座振替・自動払込受付サービス」に対応する通信機器端末を取り扱っている事業者（3 社）のうち、1 社は受注見積りを辞退している。

残る 2 社のうち 1 社は、大阪市の入札参加資格を有していないため入札実施は適さないことから比較見積りによらざるを得ないが、両社の製品について、使用期間におけるトータルコストを比較したところ、セイコーソリューションズ株式会社（以下「同社」という。）の製品が有利である。

さらに、同社の製品について、使用期間における所要経費の平準化を図ることができるなど買入に比して予算管理上有利な借入による契約とする。

また、今回の通信機器端末借入にあわせて、マルチペイメントネットワークに接続して口座振替・自動払込受付を行うための端末の初期設定業務を委託により行う必要があるが、同社は同社製の通信機器端末に対して情報設定操作を行うことが出来るのは同社のみと定めている。

よって、両契約とも地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、セイコーソリューションズ株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課収納グループ（電話番号 06 - 6208 - 9872）